十八～三十六　［略］

三十七　質量分析計であって、統一原子質量単位で表した質量が二三〇以上のイオンを測定することができ、かつ、二三〇における原子質量の差が二未満のイオンを区別することができる分解能のもののうち、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（へに該当するものを除く。）又は当該質量分析計に用いることができるイオン源

イ～へ　［略］

三十八～五十七　［略］

五十八　トリチウムの製造、回収若しくは貯蔵に用いられる装置又はトリチウムの製造に用いられる装置の部分品であって、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ　［略］

ハ　トリチウムの製造に用いられる装置であって、照射（原子炉内における照射を含む。）によりトリチウムを製造するために特に設計したリチウム（リチウム六の同位体が濃縮されているものに限る。）を含有する標的となる組立品（イ及びロに該当するものを除く。）

ニ　トリチウムの製造に用いられる装置の部分品であって、ハに該当する貨物のために特に設計した部分品

五十九～六十二　［略］

第二条　輸出令別表第一の三の項（一）の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

三　軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質の原料となる物質として、次のいずれかに該当するもの又はこれらの物質を含む混合物（へからヤまでに該当する物質を含む混合物にあっては、へからタまでに該当するいずれかの物質の含有量が全重量の一〇パーセントを超えるもの又はレからヤまでに該当するいずれかの物質の含有量が全重量の三〇パーセントを超えるものに限る。）

イ～ワ　［略］

カ　N・N－ジアルキルアミノエタン－二－チオール（アルキル基の炭素数が三以下であるものに限り、二－ジイソプロピルアミノエタンチオール及び二－ジイソプロピルアミノエタンチオール塩酸塩を含む。）及びそのプロトン化塩類

ヨ～ヤ　［略］

2　［略］

3　輸出令別表第一の三の項（三）の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　前項第一号に該当する反応器のうち、内容物と接触する全ての部分がガラスで裏打ちされ、又は被覆されたものの修理に用いられる組立品又はそのために特に設計した部分品であって、内容物と接触する金属部分がタンタル又はタンタル合金で構成されたもの

二　前項第二号に該当する貯蔵容器のうち、内容物と接触する全ての部分がガラスで裏打ちされ、又は被覆されたものの修理に用いられる組立品又はそのために特に設計した部分品であって、内容物と接触する金属部分がタンタル又はタンタル合金で構成されたもの

十八～三十六　［略］

三十七　質量分析計であって、原子質量単位で表した質量が二三〇以上のイオンを測定することができ、かつ、原子質量の差が二未満のイオンを区別することができるもののうち、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（へに該当するものを除く。）又は当該質量分析計に用いることができるイオン源

イ～へ　［略］

三十八～五十七　［略］

五十八　トリチウムの製造、回収又は貯蔵に用いられる装置であって、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ　［略］

［新設］

［新設］

五十九～六十二　［略］

第二条　輸出令別表第一の三の項（一）の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

三　軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質の原料となる物質として、次のいずれかに該当するもの又はこれらの物質を含む混合物（へからヤまでに該当する物質を含む混合物にあっては、へからタまでに該当するいずれかの物質の含有量が全重量の一〇パーセントを超えるもの又はレからヤまでに該当するいずれかの物質の含有量が全重量の三〇パーセントを超えるものに限る。）

イ～ワ　［略］

カ　N・N－ジアルキルアミノエタン－二－チオール（アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）及びそのプロトン化塩類

ヨ～ヤ　［略］

2　［略］

［新設］